

## 福祉避難所の設置運営に関する Q &amp; A

質 問	回 答
福祉避難所を開設している間は、通常の事業は実施できないのか？	設定した定員分の避難者用スペースが確保され、かつ、事業に支障が生じない限り、福祉避難所を開設しながら事業を継続あるいは再開することは構わない。
避難所として必要な物資（毛布・食料・仮設トイレ等）は、事業者が用意するのか？	<p>避難所として必要な物資は、原則として区本部を通じて市災害対策本部へ要請し、市が調達して避難所へ輸送することとしている。</p> <p>ただし、福祉避難所を設置する事業者が食料の提供をしたり、生活必需品の支給ができるのであれば、協定締結の際に、それらについても福祉避難所業務に含めていくことを協議させていただくことになる。</p> <p>この場合、食料や生活必需品は必ずしも事前の備蓄に限ることなく、災害発生後に普段の取引業者や近隣の店舗等から流通物資を調達していただくことも想定している。</p> <p>また、実際に事業者が食料や生活必需品の支給をした場合には、そのための経費を福祉避難所の運営経費に含めて市が全額負担するものとする。</p>
開設時間帯・期間はどのくらいか？	<p>開設時間は 24 時間となる。</p> <p>開設の始期は、災害発生後、開設の要請を受け、受入態勢が整ったとき（大規模災害の場合、概ね 4 日目を想定している。）。</p> <p>避難所の開設期間は、避難者数の状況にもよるが、災害の規模によっては数ヶ月（仮設住宅へ入居するなどにより避難者が解消するまでは約 1 ヶ月）の間に及ぶ場合も考えられる。</p> <p>いずれにしても、災害発生後 7 日ごとに、開設期間の延長について避難所管理者と協議して決定していくこととなる。</p>
福祉避難所の開設・管理に必要な職員は、事業者が配置するのか？	避難所管理者が、施設管理をするため職員等の中から常時 1 人以上を配置する必要がある。
事業者が職員を配置とした場合、開設・管理に必要な人件費等の費用は、市が出してもらえるのか？	福祉避難所としての運営に要する費用は、人件費を始め光熱水費等すべての実費（区分が不明確な経費は合理的な積算方法により算出された金額）を、市が委託料として全額支払うこととしている。
配置する職員の資格要件等はあるか？（看護師・ヘルパー等）	福祉避難所に配置する職員は、施設管理を目的としているので特に資格要件はない。

質 問	回 答
<p>避難所であれば 24 時間体制なので、デイサービス事業者であれば通常配置している職員だけで管理することは不可能だと思うが、避難所として配置する職員は何人くらいを想定しているか？</p>	<p>施設管理を目的とした当直者を想定しているので、最低 1 人以上の配置が必要と考えている。</p> <p>昼夜通して避難所管理要員として配置する必要があることから、管理職や職員による交替勤務、超過勤務などで対応するか、緊急にパート等を雇い上げるか、法人内部の他事業所等からの応援を受けるかなど、状況に応じた可能な限りの対応を想定しておく必要があると考えている。</p>
<p>特養併設のデイの場合、特養の宿直者が、福祉避難所の当直を兼務することは可能か？</p>	<p>可能である。ただし、特段の事情がない限り経費の負担は発生しないことになると思われる。</p>
<p>災害が発生してからすぐに新たに職員を雇用することは無理だと思うが、事業者で職員を配置できない場合は、名古屋市から配置してもらえるのか？</p>	<p>避難所管理者側が配置に必要な職員等を確保できないうちは、福祉避難所の開設はできないと考えている。</p>
<p>福祉避難所への避難の対象者は、高齢者や障害者等通常の避難所で生活することが難しい方だと思うが、事業者の行う管理業務の範囲は、単に鍵の管理等のみではなく、避難者への相談員及び介助員等を配置し日常生活上の支援まで行うのか。</p>	<p>福祉避難所の対象者は、身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者と想定している。</p> <p>対象者を介助する者 1 人についても、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができることとしている。</p> <p>福祉避難所の設置のねらいは、主として車いす利用者や一人で移動することが困難な方など、通常の避難所となる学校の体育館などでは段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということ想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護機能までも期待しているものではないので、介助員の配置が必要な状況になれば、通常の避難所と同様、区を通じて市災害対策本部へ派遣要請していただくことになる。</p> <p>また、要援護者を概ね 10 人以上受け入れる場合には、被災した要援護者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整を行うための相談員 1 人を配置できる費用を市が負担するので、必須条件ではないが、人材が確保できるようであれば、協定締結の際に、相談員配置についても福祉避難所業務に含めていくことを協議させていただくことになる。</p>

質 問	回 答
<p>災害が原因で、事業者の配置した職員にケガや死亡、障がいが残った場合、労災の適用にならないため、何らかの対応が必要となるが、その場合の補償等はどうなるか？</p>	<p>自然災害が直接の原因で死亡したり、負傷して労災の適用がない場合は、災害救助法における協力命令を受けた者に対する扶助金の支給、あるいは災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金または災害障害見舞金の支給が、一定の条件のもとで可能と考えている。</p>
<p>福祉避難所において、止むを得ず避難者を介助していた際に、避難者が怪我をした場合はどうなるか？</p>	<p>上記のとおり福祉避難所の事業に介護までは求めているものの、現実問題として止むを得ず行われた介助について福祉避難所の事業の一環として行われた行為であることは否定するものではない。</p> <p>事業者の正当な事業遂行に伴う利用者に対する賠償責任の有無と捉えるべきと考えるが、すでに加入している保険において対象に含まれるかどうかは、保険会社に確認されたい。</p>
<p>デイサービスの利用者と避難者との間でトラブルが生じ、どちらかが怪我をした場合はどうなるか？</p>	<p>上記と同様。市との協定に基づき運営する福祉避難所の避難者も、当該事業所の施設利用者であると解するが、保険の対象となる「利用者」の範囲については加入する保険会社に確認されたい。</p>
<p>通常の避難所において、福祉避難所の対象者が振り分けられるとのことだが、それは誰がどのように行うのか？</p>	<p>当該避難所に配置される行政職員により、福祉避難所の対象者に該当するか否かを判断することを原則としている。</p>
<p>災害発生後、避難者が施設に来て、行政からの要請を待たずに、自主的に福祉避難所を開設した場合も、市は費用負担してくれるのか？</p>	<p>避難者が福祉避難所の対象者の要件を満たしていれば、開設の時点に遡及して、要請があった場合と同様、福祉避難所と認められる。</p> <p>この場合、事後すみやかに、災害救助地区本部を通じて区災害対策本部にその旨報告する必要がある。</p>